

(保健担当局長答弁)

長崎議員 1001

作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 マイクロチップを義務付ける改正動物愛護管理法  
について、市の見解はどうか。

---

答弁要旨

犬や猫へのマイクロチップ装着の義務化につきましては、議員ご案内のとおり、迷子や災害等により飼い主と離散した場合において、飼い主の元に戻る可能性を高める有効な取組であり、飼育放棄の防止などにも効果があるものと認識しております。

以上

(高橋教育次長答弁)

長崎議員 1002 作成部局 教育委員会事務局 No.1

質問要旨 タブレットによる誹謗中傷などのトラブルはあったのか。また、教育現場での適切な管理や運営はどのように行われているのか。

---

### 答弁要旨

学校配布のタブレット端末による誹謗中傷などのトラブルにつきましては、本市におきましても1件の報告を受けております。

教育現場での適切な管理・運営につきましては、学習者用端末の使用に際して、教員が、基本的な使用法や情報モラル、情報セキュリティなどを規定した基本方針に基づき、児童生徒に対して、ID・パスワードの適切な管理や不適切サイトの閲覧・投稿の禁止、スマートフォンやSNSなどの正しい使い方などの指導を行っております。

なお、同基本方針は、保護者の皆様にも周知し、家庭での使用に際しても、ご配慮いただいております。

(次ページへ続く)

さらに、フィルタリングソフトを使い、児童生徒にとって有害なアプリの利用制限を行い、SNSへのアクセスも基本的に禁止しております。

また、各学校の実情に合わせてインターネットへ接続できない時間を、例えば22時～6時までに設定できるなど、より適切な活用ができるよう努めております。

以上

(保健担当局長答弁)

長崎議員 2001

作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 マイクロチップの動物への健康の影響について  
個々の事案や統計等、市として何か把握しているか。

---

答弁要旨

本市におきましては、マイクロチップが与える健康への影響について、個々の事案や統計は把握しておりませんが、日本獣医師会の見解によりますと、マイクロチップの装着による動物への障害はほとんどなく、日本国内において、動物の体内に装着したマイクロチップの副作用やショック症状等についての報告は、これまでに1件も寄せられていないとのことです。

以上

(保健担当局長答弁)

長崎議員 2002

作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 実際に本市で、マイクロチップにより迷子等の犬・猫の発見に繋がった事例はあるか。またその件数は。

---

答弁要旨

迷子の犬・猫につきましては、その多くが警察に收容されますが、本市につきましては、警察からの依頼を受け、マイクロチップを読み取り、登録情報を警察に提供しているところです。

その結果、警察から所有者へ返還された事例はあると伺っておりますが、件数を含め詳細な内容につきましては警察からは示されておられません。

以上

(保健担当局長答弁)

長崎議員 2003

作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 既に家庭で飼われているペットに対するマイクロチップの装着について、今後どのように周知し、推進していくのか。

---

### 答弁要旨

改正後の動物愛護管理法が本年6月に施行されて以降、マイクロチップ装着の義務化につきましては、ホームページや市報に掲載するとともに、本年6月には市内の動物病院に対して環境省作成の啓発ポスターの掲示を依頼したところです。

今後は、公共施設にポスターを掲示するとともに、狂犬病予防注射のお知らせに併せて掲載するほか、動物取扱業者への定期的な調査時にも、制度の周知に向けた協力を要請してまいります。

以上

長崎議員 2004

作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 狂犬病予防法の特例制度参加について、市の見解は。

---

答弁要旨

狂犬病予防法の特例制度は、マイクロチップ装着の義務化にあわせて新設された犬の登録制度であり、犬を迎え入れた飼い主は、速やかに住所や氏名、電話番号を登録する必要があります。

しかしながら、マイクロチップ装着後の新規登録が漏れるケースや、飼い主が変わった場合に登録情報の変更が漏れるケースが想定できることから、兵庫県のすべての自治体においては、特例制度への参加を見合わせているところであり、本市といたしましては、今しばらく制度の運用状況を注視してまいりたいと考えております。

以上

(保健担当局長答弁)

長崎議員 2005

作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 多頭飼育について、これまでの状況や課題を踏まえ、今後どの様に飼主に寄り添う仕組みを構築していくのか。

---

### 答弁要旨

多頭飼育問題が発生する背景には、飼い主の生活困窮や健康問題、社会的な孤立等、複合的な要因がございます。

本市といたしましては、そうした飼い主が抱える課題を早期に把握し、行政関係機関や地域の関係者等と迅速に情報共有を行い、それぞれが役割分担をする中で、飼い主に寄り添いながら重層的に支援を行っていくことが課題の解消に向けては効果的であると考えております。

今年度から、そうした重層的支援体制が構築されておりますので、その機能をしっかりと活用する中で飼い主に寄り添った支援を行うことで、結果として、動物の適正な飼育環境の確保に努めていこうと考えております。

以上

(保健担当局長答弁)

長崎議員 2006 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 本市における犬猫等販売業者の登録事業所数に対する毎年の定期報告届出書の提出状況は。

---

答弁要旨

定期報告届出書の提出状況につきましては、過去3年間の実績を申し上げますと、令和元年度は81.5%、令和2年度は80.0%、令和3年度は96.1%となっております。

以上

(保健担当局長答弁)

長崎議員 2007

作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 犬猫等販売業者定期報告届出書の提出を怠った事業者に対し、過料が科された事例はあるか。

---

答弁要旨

議員ご質問のような過料を科した事例はございませんが、本市におきましては、未提出の施設に対して適宜指導を行い、届出書の提出を求めているところでございます。

以上

(保健担当局長答弁)

長崎議員 2009 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 犬猫等取扱業者の動物取扱数の規制が強化されることで、既存業者の廃業や、行き場を失った大量の犬猫の遺棄や殺処分が増えかねないが市の見解は。

---

答弁要旨

本市におきましては、現在、令和6年6月から適用される飼養保管頭数の基準を超える施設は2か所程度ございますが、現段階から保管頭数の削減について、適宜指導を行っているところです。

また、現在は飼養保管頭数が基準内の施設についても立入検査等の機会を利用して、法令を遵守するよう指導しているところであり、引き続き、大量の犬や猫の遺棄に至らないよう努めてまいります。

以上

(保健担当局長答弁)

長崎議員 2010

作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 飼育可能数を超えた犬猫の譲渡等、市としても整備が急務だと考えるがいかがか。

---

答弁要旨

犬猫の取扱業者に対しましては、動物愛護管理法に基づき、業者登録の際、業者には終生飼養先の確保が義務づけられていることから、飼養保管頭数の管理は業者の責任で行うことを伝えております。あわせて、取扱業者には立ち入り調査等を通じて、法令を遵守するよう指導しております。

以上

長崎議員 2011 作成部局 教育委員会事務局 No.1

質問要旨 このシステムの内容と効果について、どのようになっているのか。

---

### 答弁要旨

学習者用端末に導入しておりますフィルタリングソフトには、設定した任意のワードで検索や書き込みをした場合、それをブロックし、管理者に通知できる「見守りフィルター」という機能があります。

この機能を活用し、学校が指定したNGワードを児童生徒が検索したり、書き込んだりした場合、それをブロックし、それ以上調べたり、書き込んだりできないようにするとともに、その情報を学校管理職や生徒指導担当などにメールで転送することができるシステムでございます。

このシステムについては、昨年度、小中学校の生徒が参画したスマホサミットにおいて、生徒からフィルタリングの規制が厳しすぎるといった意見があり、現在、教育委員会で検討しているところであり、明日開催予定の今年度のスマホサミットにおいても引き続きワークショップ形式で議論を行う予定にしております。

(次ページへ続く)

こうした取組により、子どもたちのトラブルを未然に察知し指導に生かせる可能性があるとともに、子どもたちにとっても、このシステムがあることでインターネットの正しい活用法について学ぶ1つの機会であると考えております。

以 上

(高橋教育次長答弁)

長崎議員 2012 作成部局 教育委員会事務局 No.1

質問要旨 タブレット端末のトラブルを防ぐための取り組み状況はどうなっているのか。本格的実施について何か目標はあるのか。

---

答弁要旨

教育委員会といたしましては、現在、大学や企業と連携を図りながら、タブレット端末のトラブルの未然防止や早期発見につなげていけるよう、効果的な活用方法等、本格的実施に向けて、慎重に検証しているところであり、現時点では導入する段階には至っておりません。

今後、スマホサミットなど児童生徒が主体的にNGワードについて考え、複数の学校で試験的に導入し、検証をしていきたいと考えております。合わせて、児童生徒の情報モラルの向上にも取り組むことで、タブレット端末のトラブルの未然防止・早期発見につなげていきたいと考えております。

以上

(高橋教育次長答弁)

長崎議員 2013 作成部局 教育委員会事務局 No.1

質問要旨 タブレット端末の機能追加について、「学校現場の意見を聞きながら検討していきたい」と答弁したが、学校現場ではどのような意見があったのか。具体的に聞いた対象と人数、主な意見について聞かせてほしい。

---

答弁要旨

現在、タブレット端末については、学習での活用が十分になされることを主眼に取り組んでいるところであり、現状の活用実態や活用方策など、全体的な把握を図るため、聞き取りの内容や方法等を定めた上で、相談機能等の新たな機能の追加について、校長をはじめ児童生徒を支援する教員から意見を聴取し、検討してまいります。

以上

(高橋教育次長答弁)

長崎議員 2014 作成部局 教育委員会事務局 No.1

質問要旨 対面では相談しにくい児童生徒のために、タブレット端末で相談ボタンを押すと教員に通知される仕組みを追加してほしいがいかか。

---

答弁要旨

いじめや不登校問題については早期発見、早期対応することは重要であると認識しております。

教育委員会といたしましては、日々の教育活動の中で児童生徒が示す小さな変化に気づき、声かけを行っていく機会と時間の確保が大切であると考え、「相談できる雰囲気のある学級・学校づくり」の推進を行い、教職員を対象としたカウンセリング研修等を行っているところであります。

(次ページに続く)

また、学校では、生徒と教員が気軽に話をする事ができるような教育相談の場の設定や学校適応感尺度「アセス」、学期に一度のいじめアンケート等を実施し、気になる児童生徒への声かけを行うとともに、対面で相談しにくい児童生徒への対応といたしましては、匿名報告アプリ「STAND BY」やひょうごっ子悩み相談等の周知を図ることで、早期発見・早期対応に取り組んでおります。

新たにタブレットの機能追加については、先ほどご答弁いたしました通り、教職員からの意見聴取に加え、他自治体の先行事例等についても研究してまいります。

以上